

第4章 推進計画区域

本章では、本計画が対象とする区域の設定について示します。

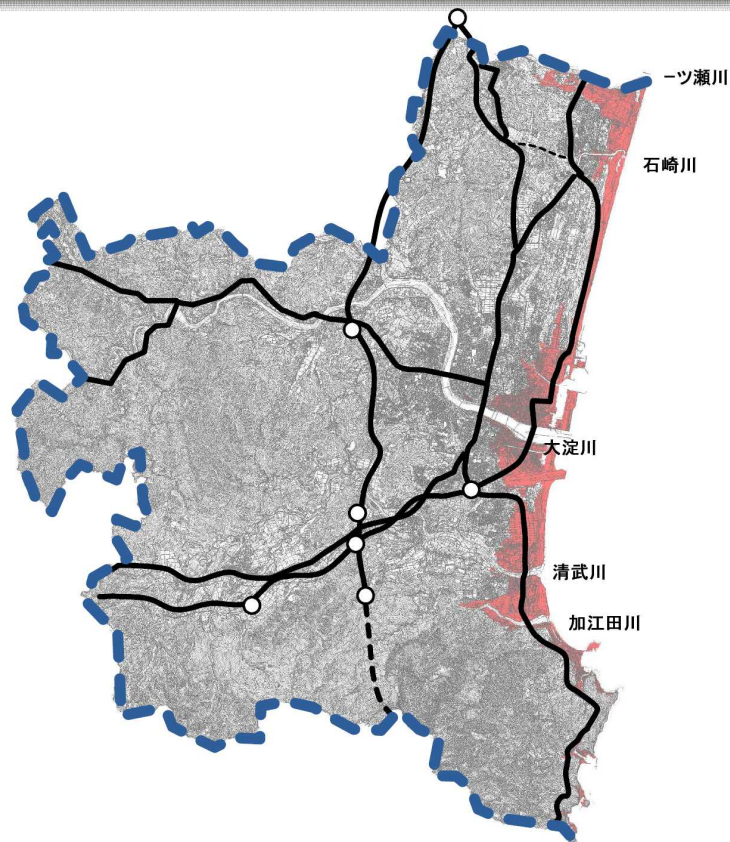
4-1 本市における推進計画区域の設定

推進計画区域は、法において必ず定めることとされており、本計画に定める事業又は事務の範囲がすべて含まれるようにする必要があります。

区域の設定に当たっては、津波被害を最小限に抑えるための海岸・河川などの水際施設の強化や浸水区域内の避難環境の整備だけではなく、高速道路をはじめとする幹線道路網を利用した被災地への救助活動や物資輸送、高速道路インターチェンジ等の広域的交通結節点にある「防災支援拠点」を活かした災害医療活動など、浸水想定区域外における展開についても考慮が必要です。

以上のことから、本計画の対象区域は、津波浸水想定区域だけではなく、市域全域とします。

推進計画区域は、市全域とします。



※赤い区域は津波浸水想定区域

図 4-1 推進計画区域図

第5章 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する 基本方針

本章では、宮崎市の現状や地震・津波災害の想定を踏まえ、地域特性を反映した津波防災地域づくりの方針を示します。

5-1 基本方針

なんとしても人命を守る
安全・安心を未来につなぐ 緑と調和したまちづくり

本市は日向灘に面し、白砂青松の広がる長い海岸線や、一級河川大淀川をはじめとする複数の河川を有しており、河川に沿って市街地を形成し発展してきました。

しかし、一方で、南海トラフ巨大地震が発生した場合は、沿岸部において津波被害が想定されています。

このため、都市計画マスタープランにおいて、「都市機能集約の効果が、新市一体となって発揮されるコンパクトシティを目指す」とした基本的な方向のもと、巨大地震等の大規模自然災害に対しては、「なんとしても人命を守る」まちづくりを目指すこととしています。

また、インフラ構想においては、「安心・安全を未来につなぐ、緑と大地のスクラム構想」として、「できるだけ自然を活かした地震津波防災のあり方を追求する。」としています。

以上のことから、「なんとしても人命を守る 安全・安心を未来につなぐ 緑と調和したまちづくり」を本計画の基本方針として位置づけます。

5-2 実現に向けた取り組み方針

津波防災地域づくりの実現に向けて、第3章において抽出された課題に対する取り組み方針を設定します。また、宮崎市地域防災計画との連携を図りながら、公助だけではなく、自助や共助と組み合わせた取り組みを行うことで、市全体としての防災力の向上を図るものとします。

課題	取り組み方針
(1) 津波からの早期避難が困難な地区がある	(1) 早期避難のための環境を整備する
(2) 津波を防ぐための施設強化が必要である	(2) 津波の防護ラインを強化する
(3) 救援・復旧・復興のための道路が確保できない恐れがある	(3) 救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する
(4) 重要公共施設等が機能しなくなる恐れがある	(4) 災害対応力を高める
(5) 行政区域の垣根を越えた備えが必要である	(5) 広域連携基盤を強化する

(1) 早期避難のための環境を整備する

最大クラスの津波浸水想定区域においては、垂直避難（高いところに逃げる）のための建物や、水平避難（遠くに逃げる）を容易にするための避難路といった逃げるための施設整備を進めます。

また、早期避難を促すための情報提供施設の整備とともに、避難体制の整備を進めます。

(2) 津波の防護ラインを強化する

海岸、河川等の海岸保全施設によってL1津波を防護するとともに、海岸保全施設等において設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような整備を進めます。

(3) 救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する

高速道路を軸に、緊急輸送道路やその他の主要幹線道路と連携して、「人・物が移動できる機能の確保」を目標として、早期の啓開を含む救援、復旧・復興を可能とする緊急輸送道路ネットワークの構築及びその他の幹線道路の整備を進めます。

(4) 災害対応力を高める

最大クラスの地震・津波に対し、指揮命令、情報の収集・発信など中枢拠点となる行政機能等の強化を進めます。

また、市民生活に直結する下水処理場や浄水場及び被災時の救援や物資輸送等の拠点となる港湾などの重要施設については、被災しても早期機能回復を可能とするような整備をするとともに、救援・救護等の支援の受け入れなどの後方支援機能の強化を進めます。

（５）広域連携基盤を強化する

同時多発的な大規模自然災害発生時の早期救援・復旧を図るため、行政区域の垣根を越えた、救援・復旧等の支援の受け入れなど、広域連携基盤の強化を進めます。

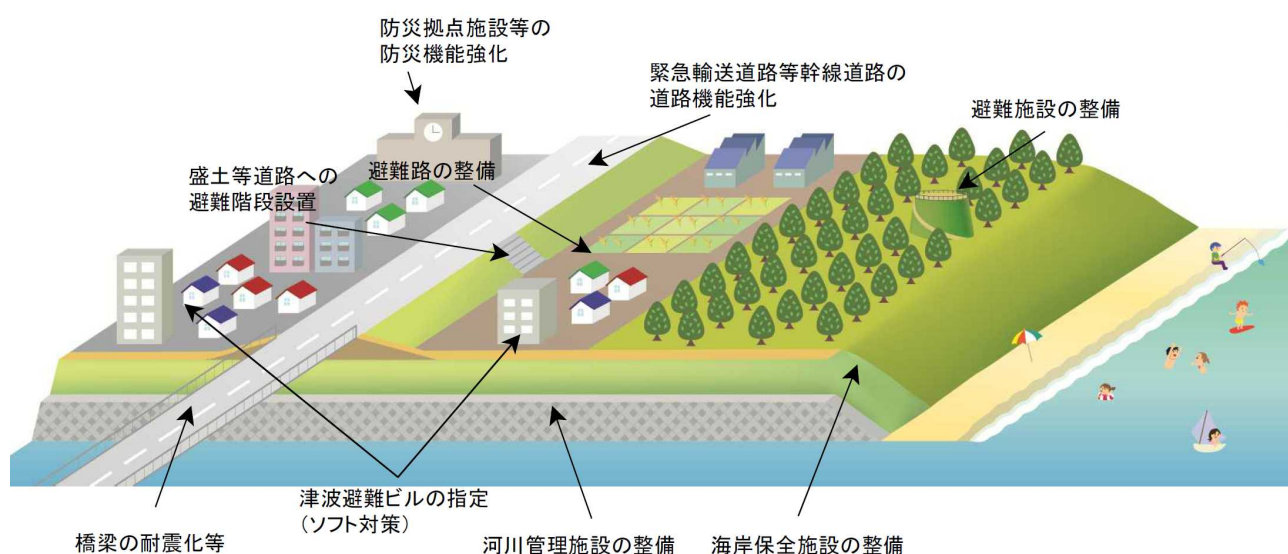


図 5-1 取り組み方針のイメージ図

５－３ 土地利用及び警戒避難体制の整備

（１）土地利用に関する方針

本市では、歴史的に河口周辺に市街地が形成されてきたため、津波浸水想定区域には多くの市民が生活しています。また、市民の日常に欠かせない公共施設や、現在都市基盤整備を進めている区域も含まれており、市民生活や本市の産業・経済、文化等の活動を支えています。

現在の土地利用は、長年の歴史の中で形づくられたもので、宮崎市都市計画マスタープランにおいて目指している将来都市構造を急激に変更することは望ましいことではありません。

このことから、現在の土地利用方針をベースに地域づくりを進めながら、津波被害の軽減を図るための取り組みを推進することを基本とします。

なお、都市計画マスタープランの基本的な方向であるコンパクトシティを目指すために、原則として郊外における新たな都市機能の立地を抑制することとし、津波被害を未然に低減させる観点や防災対策を取り巻く状況変化を考慮しながら、将来の土地利用に関する見直しの必要性について検討を行います。

（２）警戒避難体制に関する方針

避難路や避難施設の整備、さらには避難情報伝達など、警戒避難体制については、宮崎市地域防災計画の中の南海トラフ地震防災対策推進計画編において定められた避難対策の基本方針に基づくものとします。

なお、今後、県により法に基づく津波災害警戒区域等の指定がされた場合には、適宜、警戒避難体制の見直しを図るものとします。

